

令和6年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招 集 年 月 日	令和6年5月9日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年5月9日 午前10時02分		議 長	森 岡 勉	
	散 会	令和6年5月9日 午後 2時56分		議 長	森 岡 勉	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和行	○
議事録署名議員	1 番 小 松 英 一 2 番 加 藤 弘					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	デジタル政 策 審 議 監	中 野 裕 登	○	高 齢 福 祉 課 長	尾 方 圭	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	健 康 推 進 課 長	荒 川 誠 一	○
	会 計 者 管 理 者	上 田 日 和	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	企 画 政 策 課 長	沖 松 勝 彦	○	商 工 観 光 課 長	深 水 昌 彦	○
	財 政 課 長	伊 津 野 博 子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	税 務 課 長	高 田 真 之	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	町 民 課 長	中 竹 健 次	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 英 樹	○
	生 活 福 祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2	議長の選挙
追加日程第 1	議席の指定
追加日程第 2	会議録署名議員の指名 1 番 小松 英一 議員、2 番 加藤 弘 議員
追加日程第 3	副議長の選挙
追加日程第 4	発議第1号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第 5	常任委員会委員の選任
追加日程第 6	議会運営委員会委員の選任
追加日程第 7	広報調査特別委員会委員の選任
追加日程第 8	常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
追加日程第 9	人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第10	球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
追加日程第11	上球磨消防組合議会議員の選挙
追加日程第12	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第13	報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
追加日程第14	報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
追加日程第15	報告第3号 専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第13号）の報告について
追加日程第16	報告第4号 専決処分した令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の報告について
追加日程第17	同意第1号 あさぎり町監査委員の選任同意について
追加日程第18	議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2	議長の選挙
追加日程第 1	議席の指定
追加日程第 2	会議録署名議員の指名 1 番 小松 英一 議員、2 番 加藤 弘 議員
追加日程第 3	副議長の選挙
追加日程第 4	発議第1号 あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議について
追加日程第 5	常任委員会委員の選任
追加日程第 6	議会運営委員会委員の選任
追加日程第 7	広報調査特別委員会委員の選任
追加日程第 8	常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告
追加日程第 9	人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第10	球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙

追加日程第 1 1	上球磨消防組合議会議員の選挙
追加日程第 1 2	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第 1 3	報告第 1 号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について
追加日程第 1 4	報告第 2 号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について
追加日程第 1 5	報告第 3 号 専決処分した令和 5 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 13 号）の報告について
追加日程第 1 6	報告第 4 号 専決処分した令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の報告について
追加日程第 1 7	同意第 1 号 あさぎり町監査委員の選任同意について
追加日程第 1 8	議員派遣の件について

午前 10 時 02 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

●議会事務局長（山本 祐二君） このたびあさぎり町議会議員選挙におきまして当選されました議員各位、誠におめでとうございます。改めてお祝いを申し上げます。本会議は一般選挙後初めての議会ですので、ここで町長の挨拶を受けたいと思います。北口町長よろしく願いいたします。

●町長（北口 俊朗君） おはようございます。改選後の初議会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。改めまして当選おめでとうございます。これからの議員各位の御活躍を御祈念申し上げます。まずは、この度あさぎり町議会元議長の徳永正道様の旭日双光章の叙勲を受賞されました。この場をお借りしまして、これまでの御功績に対しまして敬意とお喜びを申し上げたいと思います。先月末の新聞記事等で消滅可能性の市町村の公表がございました。あさぎり町は辛うじてその他の市町村に分類をされておりまして、ただあさぎり町もぎりぎりのところでございます。この人口減少、少子高齢化の進行につきましては、社会保障そしてインフラの維持、地域経済の活性化、そして地域コミュニティの担い手の確保などに深刻な影響を及ぼしております。持続可能な未来に向け、避けることのできない課題であり改めて危機感を持って捉えています。そのためにも選挙公約で申し上げました、子育て世代の経済的負担の軽減、そして高齢者が元気になるまちづくり、安心安全に暮らすことができるまちづくり、地域の産業が元気になるまちづくり、未来につながる健全な財政運営の 5 つの重点施策を約束させていただきましたので、この実現に向けて頑張っていきたいと思いますので、議員の皆様にも御理解、御支援のほどをよろしくお願いいたしまして簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。

●議会事務局長（山本 祐二君） はい。次に、議員と執行部の自己紹介をお願いします。まず議員からお願いします。それでは 1 番議員から順番にお願いします。

○議員（仮 1 番 小松 英一君） おはようございます。皆さん方には常日頃からですね、町政発展のために御尽力を頂いている。役場の皆さん方、町の宝だということを私は常々認識しており

ます。課長さん方もそうでございますけれども、職員の皆様方が働きやすい環境でそしてまちづくりに前向きに取り組んで頂けることを切に願っております。私も今回の選挙で当選をさせていただいて、明るくそして豊かなまちづくりに少しでも貢献したいというふうに考えております。どうかこれからも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議員（仮２番 加藤 弘君） おはようございます。１年生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今回町民の方々のいろんな意見を聞かせていただきました。職員の皆様方と一緒にですね、住みやすいまちづくりのために一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（仮３番 小谷 節雄君） おはようございます。須恵地区出身、小谷です。２期目に入らせていただきました。職員の皆様大変お世話になりますが引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議員（仮４番 岩本 恭典君） おはようございます。３期目になりました岩本です。緊張感を持って喫緊の課題たくさんありますので、皆さんとともにそれを解決していきたいと思っておりますので是非よろしくお願い申し上げます。

○議員（仮５番 難波 文美さん） おはようございます。３期目となりました難波文美でございます。上地区です。今回もしっかりと町民の目線を持って皆さんとしっかりと議論を深められる１議員として頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議員（仮６番 加賀山 瑞津子さん） おはようございます。須恵地区の加賀山瑞津子です。今回４期目になりますが３期目の当選直後に大きな豪雨災害がございました。本当に身近な災害を経験して、これからは地域の防災力にも力を入れていかなければならないなと思っております。是非皆様のお力を借りながら住民の安全について取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（仮７番 橋本 誠君） おはようございます。４期目の橋本誠です。上地区出身です。町民のために頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。

○議員（仮８番 森岡 勉君） おはようございます。深田地区の森岡でございます。引き続き住民自治を基本に努めてまいりますので一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議員（仮９番 豊永 喜一君） おはようございます。５期目となります豊永です。今回の無投票のことを大変重く受け止めております。是々非々の立場で住民福祉の向上のために精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（仮１０番 山口 和幸君） 皆さん、おはようございます。今回、議会が改選されて１４名の議員の中で６名が７０歳を超えました。超高齢化社会の象徴のような感じをいたしますが、その６人の仲間、気力、体力充実をいたしております。しっかり頑張れると思っておりますが７０歳であります。皆様方のいたわりあるお付き合いをお願いいたしまして御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（仮１１番 永井 英治君） おはようございます。５期目になりました永井英治でございます。まだこれまで同様ですね皆様行政と議会一緒になりまして、町民の負託にこたえられますように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議員（仮１２番 皆越 てる子さん） おはようございます。この議会の中ですね、最高年齢となりました。上地区出身の皆越でございます。４年間ですね、今回も５期目で頑張っていけますので皆さん方の御指導もよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いします。
- 議員（仮１３番 小見田 和行君） おはようございます。６期目になりました岡原選出の小見田和行でございます。合併協議会からもう早２０数年あさぎり町の町おこしに携わらせていただいております。もうこう古くなりますと原点を忘れがちでございますので、自らに初心忘るべからずということで町政に当たらせていただきたいと思いますので、皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。お世話になります。
- 議員（仮１４番 溝口 峰男君） おはようございます。今回また当選させていただきました溝口でございます。全地域、住民の代表として地域を越えてですね、やはり問題課題を少しでも皆さん方と共有しながら早期に結果・結論が導き出せるように私自身、一生懸命頑張っていきたい、そういう初心に返ってですね、今、考えておりますので今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議会事務局長（山本 祐二君） 次に執行部の挨拶をお願いします。町長には冒頭挨拶を頂きましたので副町長、教育長の順にお願いします。
- 副町長（土肥 克也君） おはようございます。このたびの御当選誠におめでとうございます。４月１日付で就任いたしました副町長の土肥でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 教育長（米良 隆夫君） おはようございます。教育長の米良でございます。私のスローガンとしましては至誠と感動の教育の推進を基本に取り組んでいきたいというふうに思っております。どうか今後とも教育行政の推進につきまして御指導等を頂きますよう、よろしくお願いいたします。お世話になります。
- 総務課長（山内 悟君） おはようございます。総務課長の山内です４年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、デジタル政策審議監の中野でございます。任期残り短くなっておりますがよろしくお願いいたします。
- 会計管理者（上田 日和さん） おはようございます。会計管理者の上田でございます。よろしくお願いします。
- 財政課長（伊津野 博子さん） 財政課長の伊津野です、いつもお世話になっております。熊本県からの出向で参っております。今年度もよろしくお願いいたします。
- 企画政策課長（沖松 勝彦君） 企画政策課長の沖松です。どうぞよろしくお願いします。
- 税務課長（高田 真之君） おはようございます。税務課の高田です。よろしくお願いいたします。
- 町民課長（中竹 健次君） おはようございます。町民課長の中竹です。２年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 健康推進課長（荒川 誠一君） おはようございます。健康推進課長の荒川です。どうぞよろしくお願いします。
- 生活福祉課長（蓑田 輝幸君） おはようございます。生活福祉課長の蓑田です。どうぞよろし

くお願いいたします。

- 高齡福祉課長（尾方 圭君） おはようございます。高齡福祉課長の尾方と申します。よろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 農業委員会事務局長の橋本です。よろしくお願い致します。
- 農林振興課長（万江 幸一朗君） 農林振興課長の万江です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 商工観光課長（深水 昌彦君） はい改めましておはようございます。商工観光課長の深水でございます。管理職として最後の1年となりました。是々非々そして前進的な議論ができますようよろしくお願いいたします。
- 建設課長（酒井 裕次君） 建設課長の酒井です。よろしくお願い致します。
- 上下水道課長（鬼塚 拓夫君） 上下水道課、鬼塚といいます。よろしくお願い致します。
- 教育課長（林 敬一君） 教育課長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（山本 祐二君） 私は議会事務局長の山本でございます。よろしくお願い致します。
- 議会事務局長（山本 祐二君） 自己紹介が終わりましたので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の皆越てる子議員を紹介いたします。皆越議員、議長席へお願いいたします。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） ただいま紹介されました皆越でございます。規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） ただいまから令和6年度あさぎり町議会第1回会議を開会します。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 日程第2、議長の選挙を行います。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 異議なしと認めます。したがって臨時議長が指名することに決定しました。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 議長に小見田和行君を指名します。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 異議なしと認めます。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました小見田和行君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。
- ◎臨時議長（皆越 てる子さん） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小見田和行君が議長に当選されました。

◎臨時議長（皆越 てる子さん） ただいま議長に当選されました小見田和行議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎臨時議長（皆越 てる子さん） 小見田和行議長、議長席にお着き頂き、当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。以上で、臨時議長の役を終了しましたので退席いたします。

◎議長（小見田 和行君） ただいまあの推薦を頂きまして、議長の職につかせていただきました小見田和行でございます。同僚議員、先輩議員のですね、温かい御理解のもとに初めてあさぎり町議会の選挙、議長選においては、指名推選というのは初めてではなかろうかと、歴史的な議長の選出ということで非常に感激しておりますのでございます。浅学非才な身であります、全身全霊町のため、町民のため頑張っていく所存でございます。今回このような選出をしていただきましたことにも議会の融和を図ろうという議員各位の温かい御理解のもとと思っております。新しい議会の幕開けと私は信じております。今後は議会一同力を合わせて、執行部の皆さんとこの難関待ち構えるあさぎり町の前途に向かって、町民福祉のために力を合わせ、執行部とは車の両輪のごとくとは申しますが、できるだけ協力をしまして町民のため頑張っていきたいと思いますので、今後とも御協力と御指導をよろしくお願いしまして議会議長就任の御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

◎議長（小見田 和行君） では、休憩前に引き続き議会を再開いたします。

◎議長（小見田 和行君） お諮りします。御手元に配付の追加議事日程を追加して、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第1、議席の指定を行います。議席はただいま着席のとおり指定します。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって1番 小松英一議員、2番 加藤弘議員を指名します。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

◎議長（小見田 和行君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

- ◎議長（小見田 和行君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。
- ◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
- ◎議長（小見田 和行君） 副議長に永井英治議員を指名します。
- ◎議長（小見田 和行君） お諮りします。ただいま議長が指名しました永井英治議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。
- ◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました永井英治議員が副議長に当選されました。
- ◎議長（小見田 和行君） ただいま副議長に当選されました永井英治議員が議場におられますので当選の告知をいたします。永井英治議員、御答弁席において当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。
- ◎副議長（永井 英治君） ただいま議員の皆様の温かい御支援、御協力頂きまして副議長にという重責を担うことになりました、永井英治でございます。本当に先ほども全協の時に言いましたとおり、浅学非才の身であります但議長を助けながら補佐しながら、町民の皆様の負託に応えられます議会になりますように、スムーズな議会運営を心がけていきたいと思っております。どうぞ皆様方のこれまで同様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。副議長としての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ◎議長（小見田 和行君） ここで議長、副議長の選挙に伴いまして、議席の一部変更を行います。溝口議員の議席を12番に、皆越議員の議席を11番に変更いたします。副議長の席を13番に、議長の席を14番にそれぞれそれぞれ変更いたします。議席の移動をお願いいたします。
- ◎議長（小見田 和行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

- ◎議長（小見田 和行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ◎議長（小見田 和行君） 追加日程第4、発議第1号あさぎり町議会広報調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。発議第1号は会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。
- ◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
- ◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
- ◎議長（小見田 和行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号

を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

◎議長（小見田 和行君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行君） 常任委員の選考委員会を開きますので、ここで休憩いたします。

◎議長（小見田 和行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、御手元に配りました名簿のとおりにしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって常任委員会委員の選任については、御手元に配りました名簿のとおりにすることに決定しました。

◎議長（小見田 和行君） 各常任委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時31分

◎議長（小見田 和行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任及び追加日程第7 広報調査特別委員会委員の選任を一括議題とします。お諮りします。議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員の選任については、御手元にお配りしました名簿のとおりにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員及び広報調査特別委員会委員は御手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議長（小見田 和行君） 議会運営委員会及び広報調査特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前13時30分

◎議長（小見田 和行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第8、常任委員会、議会運営委員会及び広報調査特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果の報告を議題とします。総務建設経済、厚生文教、議会運営、広報調査特別委員会の順に各委員会の代表者に答弁席で発表願います。

◎議長（小見田 和行君） まずは総務建設経済常任委員会お願いいたします。はい、皆越委員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） お疲れさまです。総務建設経済委員会の報告をいたします。委員長を皆越てる子、副委員長を山口和幸、以上です。

◎議長（小見田 和行君） 次に厚生文教常任委員会お願いします。はい、加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子さん） 厚生文教委員会委員長を私、加賀山瑞津子、副委員長を溝

口峰男議員となりました。よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行君） 次に議会運営委員会をお願いします。山口議員。

○議員（１０番 山口 和幸 君） それでは、議会運営委員長に私、山口と副委員長に豊永喜一議員です。

◎議長（小見田 和行君） 次に広報調査特別委員会、お願いいたします。橋本議員。

○議員（７番 橋本 誠 君） 広報特別調査委員会の委員長に私、橋本誠、副委員長に岩本議員にお願いします。以上です。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第９ 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙から、追加日程第１１ 上球磨消防組合議会議員の選挙までを一括議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。まずは人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙結果を発表します。山口和幸議員、皆越てる子議員 以上です。次に球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙結果を発表します。溝口峰男議員、加藤弘議員、豊永喜一議員、小松英一議員、小谷節雄議員 以上です。引き続き上球磨消防組合議会議員の選挙結果を発表します。橋本誠議員、岩本恭典議員、森岡勉議員 以上です。以上のとおりを当選人と定めることに御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって以上のとおり当選されました。

◎議長（小見田 和行君） 日程第１２、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に加賀山瑞津子議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました加賀山瑞津子議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました加賀山瑞津子議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

◎議長（小見田 和行君） ただいま当選されました加賀山瑞津子議員が議場におられます。会議規則第２９条第２項の規定によって当選の告知をします。加賀山瑞津子議員、当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議員（６番 加賀山 瑞津子さん） ただいま熊本県後期高齢者医療議員に選任頂きました加賀

山です。熊本県内も高齢化率が上がっております。非常に重たいところで勉強させていただくことになりましたので精いっぱい頑張っております。よろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第13、報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（小見田 和行君） はい、税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は地方税法の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。なお文言の改正及び改正に伴うところの条ずれ等は省きまして、主な部分のみの説明とさせていただきます。24ページをお願いいたします。下段の失礼しました。上段の第37条の7第1項は、公益信託制度の改正に伴う所得税法の規定の見直しにより、個人住民税の寄附金税額控除を整備するものになります。26ページをお願いいたします。上段の第51条第2項は、町民税の減免について職権による減免を可能とする規定を追加するものになります。27ページをお願いいたします。下段の第71条第2項は、固定資産税の減免について職権による減免を可能とする規定を追加するものになります。29ページをお願いいたします。中ほど附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例について今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、令和6年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものになります。次に30ページから39ページにかけまして、下段の附則第7条の5から附則第7条の8までは、定額減税における令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定及び令和7年度分の個人住民税の特別税額控除について新たに設けるものになります。41ページをお願いいたします。下段の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることを規定するものになります。44ページをお願いします。中ほど附則第11条から47ページの附則第15条までは、年度更新による特例の延長を規定するものになります。48ページをお願いします。下段の附則第16条の3第3項から50ページの附則第20条第2項までは、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれの所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加したものになります。同じく50ページの下段の附則第20条の2第2項から51ページの附則第20条の3第5項までは、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれの利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加したものになります。前に戻っていただきまして21ページの改正文をお願いします。下段の施行期日につきましては、第1条 令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日からそれぞれ施行する。第2条以降につきましては、それぞれ経過措置を定めるものになります。以上で本条例改正の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第14、報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第2号 専決処分したあさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは報告第2号について御説明申し上げます。今回の改正は地方税法の改正に伴うところの改正でございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。第2条第3項及び第23条第1項中の22万円から24万円の改正は、国民健康保険税を算出する際の後期高齢者支援金分賦課額等に係る限度額を2万円引き上げるものでございます。5ページをお願いいたします。上から4行目、第23条第1項第2号の29万円から29万5,000円の改正は、軽減基準額の改正で5割軽減世帯1人当たりの加算額を5,000円引き上げるものでございます。6ページをお願いいたします。上から7行目、第23条第1項第3号の53万5,000円から54万5,000円の改正は、2割軽減世帯1人当たりの加算額を1万円引き上げるものでございます。3ページの改正文をお願いいたします。施行期日につきましては、第1条 令和6年4月1日から施行する。適用区分につきましては、第2条 令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については従前の例によることになります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 報告が終わりました。質疑はありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第15号、報告第3号 専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第13号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第3号 専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第13号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） 報告第3号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第13号。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第13号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,212万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億6,708万7,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。第2条 地方債の変更は第2表地方債補正による。令和6年3月29日専決。10ページをお願いいたします。第2表 地方

債補正です。地方債の最終協議結果を踏まえ、起債の限度額について補正したものでございます。補正後の限度額は1億5,730万円の減額となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。次13ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分について御説明いたします。1番上の地方揮発湯譲与税及びその下の自動車重量譲与税につきましては、交付額の確定により補正したものです。次の3枠目の利子割交付金、その下の配当割交付金、その下の株式等譲渡所得割交付金、それから次のページになりますけれども法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金の各交付金及び1番下の枠の地方特例交付金につきましても交付額の確定により補正したものでございます。次のページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等への固定資産税の軽減措置に伴う減収分の補填として総務省令で定めるところにより算定された額が交付されたものです。次の地方交付税につきまして普通交付税の減額は、今回の補正の財源調整によるものです。その下の特別交付税ですが本年度の交付額が4億2,590万1,000円となりましたので予算との差額を補正したものです。次18ページをお願いいたします。1番上の枠の財産収入ですが、町有地2件の土地売払い代金となっております。次に2つ下の枠ですが基金繰入金のうち目6 公共施設整備基金繰入金は、第二庁舎建設及び各種施設の除却の実績に伴うものでございます。次のページをお願いいたします。2枠目の町債 目1 総務債 節2 総務施設除却事業債のうち1,180万円の減額は、旧庁舎等の解体工事の実績に伴うものでございます。21ページをお願いいたします。続きまして歳出です。2枠目2行目、目6 財産管理費ですが、工事請負費については旧庁舎等解体工事の入札残でございます。次3つ下の目14 基金費ですが、公共施設整備基金積立金につきましては、歳入のところで御説明いたしました町有地2件の土地売払い収入を積み立てるものです。また減債基金積立金につきましては、防災対策事業を行う際の財源として充当率100%の緊急防災減災事業債を借り入れることから、球磨川水系防災減災ソフト対策等交付金が過充当となるため過充当額分を減債基金として積立てて、将来の元利償還の原資とするものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） それでは総務課所管分の説明申し上げます。歳入15ページをお願いいたします。3枠目の目1 交通安全対策特別交付金につきましては、交付金の額の確定により減額補正したものでございます。次に17ページをお願いいたします。1枠目の下から2行目、目6 消防費県補助金 節1 消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金につきましては、事業の実績により減額補正したものでございます。下の目で目1 総務費県委託金 節4 選挙費委託金の県知事選挙委託金につきましては選挙事務費の実績により減額補正したものでございます。次に19ページをお願いいたします。2枠目の目1 総務債 節2 総務施設除却事業債ですが、減額1,220万円のうち総務課分としまして、旧東庁舎解体工事の実績により40万円を減額補正したものでございます。その下節3 調査建設事業債につきましては、第二庁舎建設の事業費実績により増額補正したものでございます。2つ下の行で目6 消防債 節1 消防施設事業債につきましては、消防積載車等小型動力ポンプ購入の事業費の実績により減額補正したものでございます。その下節2 防災基盤整備事業債につきましては、貯水機能付貯水機能給水管設置工事負担金の事業

費の実績により減額補正したものでございます。次に歳出 2 1 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 議会費につきましては財源更正によるものでございます。2 枠目の目 6 財産管理費 節 1 4 工事請負費 減額の 1, 4 1 0 万円のうち総務課分としまして、旧東庁舎解体工事の実績により 4 0 万円を減額補正したものでございます。2 つ下の目 9 支所費 節 8 普通旅費とその下節 1 3 使用料及び賃借料のコピーリース料 コピー使用料は、実績により減額補正したものでございます。次に 2 2 ページをお願いいたします。上の枠の中ほど目 2 1 庁舎建設費 節 1 7 備品購入費は、第二庁舎に係る備品購入の実績により減額補正したものでございます。下の枠で目 5 県知事選挙費 節 1 報酬から次の 2 3 ページ上の枠の節 1 3 使用料及び賃借料の会場使用料までの各費目につきましては、3 月 2 4 日に行われました熊本県知事選挙の事業の実績により減額補正したものでございます。次に 2 7 ページをお願いいたします。1 番下の枠、目 2 非常備消防総務費 その下目 3 消防施設費につきましては、財源更正によるものでございます。次に 2 8 ページをお願いいたします。1 枠目、目 4 防災管理費 節 1 8 の負担金補助及び交付金の貯水機能付給水管設置負担金は、額の確定により減額補正したものでございます。次に今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。3 1 ページをお願いいたします。特別職につきましてはその他の特別職で熊本県知事選挙関係の立会い人等の報酬を減額補正しています。次に一般職の給与費について説明いたします 3 2 ページをお願いいたします。一般職におきましては会計年度任用職員以外の職員分として関係する課の事業につきまして時間外手当を減額補正しております。今回の補正の総額は各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は各段のとおりでございます。次に 3 3 ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが今回の補正は、時間外手当によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは企画政策課所管分につきまして御説明いたします。まず 1 5 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 5 ページの最下段の目 1 総務費 国庫補助金 節 8 地方創生臨時交付金は、令和 5 年度の実績に応じて減額するものです。次に 1 6 ページをお願いいたします。3 枠目、目 1 総務費県補助金 説明の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金と特定地域づくり事業推進交付金、物価高騰対応生活者支援交付金は、実績に応じて減額するものであります。次に 1 8 ページをお願いします。2 枠目の目 1 指定寄附金 説明のふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金は、寄附額の実績により減額するものであります。次に最下段の目 4 雑入 説明のコミュニティー助成事業助成金は、しらがね寮に公用車を導入した際のコミュニティー助成事業の助成金を受け入れるものであります。次に 1 9 ページをお願いいたします。2 枠目の目 8 災害復旧費 節 2 その他公共施設公用施設災害復旧事業債 くま川鉄道災害復旧事業債は、一部次年度に繰越しをに伴う財源更正により減額をするものです。2 1 ページ目をお願いします。歳出になります。2 枠目の目 3 文書広報費 節 1 0 需用費 印刷製本費ですが、入札の実績によって減額をするものであります。3 段目の目 7 企画振興費 節 1 8 負担金補助及び交付金ですが、物価高騰対応生活者支援 L P ガス協会補助金は実績に応じて減額するものです。次に 1 段飛びまして目 1 4 基金費 節 2 4 積立金のふるさと基金積立金と 4 行目のまち・ひと・しごと創生

推進基金積立金は、ふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金の実績により減額するものです。その下の目15地域情報通信基盤整備事業推進費につきましては、財源更正を行うものであります。その下の目17ふるさと寄附対策費 節7報償費 次に節11の役務費 節12の委託料につきましても、ふるさと寄附額の減額に伴い、減額するものです。次に22ページ目をお願いいたします。1枠目、節12委託料の続きとなりますが、ふるさと寄附及び企業版ふるさと寄附額の減額に伴いそれぞれ減額するものであります。次に2段目、目18地方創生費 節18負担金補助及び交付金の特定地域づくり事業推進交付金は、利用実績に応じて減額するものです。次に4段目、目23生活応援給付金給付事業 節3時間外手当 その下の節10需用費 その下の節11役務費 その他のその下の節12委託料につきましては、失礼しました節18負担金補助及び交付金につきましては、給付金が減額となったため実績に応じて減額するものであります。次に30ページ目をお願いいたします。最下段の目1その他公共施設公用施設災害復旧金復旧費につきましては、一部次年度に繰越しを行った関係で財源更正を行うものであります。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。町民課所管分を御説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目2段目、目3環境保全費 節7報償費 説明の委員謝金は、実績に伴う減額と財源更正となります。以上で町民課所管分の説明を終わらせていただきます。

◎議長（小見田 和行君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい、生活福祉課所管分の専決処分予算について説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。地方債補正ですが、生活福祉課所管分は番号3番の出生祝金事業となります。歳入で説明をさせていただきたいと思います。15ページをお願いいたします。歳入です。4枠目、目1 節2障害者福祉費負担金の説明 障害者自立支援給付費等負担金は、交付決定額による国の負担金を増額補正しております。続きまして16ページをお願いいたします。1枠目、目2 節1説明の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、巡回支援専門員整備事業分の交付決定額分を増額補正しております。節2 説明の子育て短期支援等事業費補助金は、実績による減額補正となっております。2枠目、目2 節2説明の障害者自立支援給付費等負担金は、国の支出金で説明いたしました負担金の県の支出分を増額補正したものととなります。その下、節4説明の障害児給付費等負担金は、交付決定による減額補正となります。その下、節7説明の事務費負担金及び保護費負担金は、救護施設の新規入所による負担金を増額補正しております。3枠目、目2 節3の説明 最上段の障害者住宅改造助成事業費補助金と3段目 難聴児補聴器購入費補助失礼しました難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、実績なしのため減額補正したものです。2段目の地域生活支援事業補助金は、交付決定による減額補正となっております。17ページをお願いいたします。1枠目 説明の最上段 地域障害児支援体制強化事業補助金は、巡回支援専門員整備事業の県の負担、県の交付決定額分を増額補正したものととなります。節4の説明 子ども・子育て支援補助金、子育て家庭支援事業費補助金、出産・子育て応援交付金は、実績による減額補正となっております。18ページをお願いいたします。5枠目、目1 節

1の説明 自己負担金は、救護施設への新規入居入所者の自己負担金が主なものとなりますが増額補正をしております。19ページをお願いいたします。2枠目、目2 節2の説明 出産祝金事業債は、支給実績が74名と確定したため実績により減額補正となっております。23ページをお願いいたします。歳出です。2枠目、目1 社会福祉総務費の財源構成につきましては、交付金の配分実績によります財源構成となっております。目4 節18 説明の障害福祉施設等物価高騰対策支援金は、物価高騰対策として支援事業所に対し水道光熱費等への支援金を支給したもので実績による減額となっております。節19 扶助費につきましては、実績なしにより減額補正をしたものでございます。24ページをお願いいたします。1枠目、目8の低所得世帯支援事業費は、事業終了により不用となった予算につきまして、減額補正をしたものとなります。2枠目、目1 節7の出生祝金は、実績による減額補正。節18の負担金補助及び交付金の説明にあります補助金、給付金、支援金につきましても実績による減額補正となっております。節19 説明の障害児通所支援費につきましては、児童発達支援の利用が当初見込みよりも減少したことによる減額補正となっております。25ページをお願いいたします。1枠目、目1 救護施設総務費は、負担金の歳入増による財源更正を、目2 救護施設事業費につきましては、自己負担金の歳入増分の財源更正を行い、その充当先を節10の需用費、消耗品費に充て増額補正をしたものとなります。以上、生活福祉課所管分の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、それでは高齢福祉課所管分を説明いたします。16ページをお願いします。歳入です。1枠目、国庫支出金の目2 節3 老人福祉費補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の77万円の減額は、町内介護施設介護事業所1施設で非常用自家発電設備を設置した際の入札残分の国庫補助金を減額しております。23ページをお願いします。歳出になります。2枠目、民生費 目2 老人福祉費 節18の地域介護福祉空間整備事業費補助金は、歳入で説明した非常用発電設備導入の入札残分です。次の項目、高齢者施設等物価高騰対策支援金は、利用者に価格転嫁できない介護事業所等を対象に支援金を交付した事業となります。事業所からの申請実績による減額となります。以上で高齢福祉課分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、健康推進課所管分の説明をいたします。17ページをお願いいたします。歳入です。1枠目、目3 衛生費県補助金 節1 保健衛生費補助金 説明の1 行目 虫歯予防対策事業費補助金、次の風疹予防接種助成事業補助金、次のこんにちは赤ちゃん事業等補助金、次の少子化対策総合交付金、次の市町村健康増進事業費補助金は、全て交付決定額により補正したものです。18ページをお願いいたします。4枠目、目1 衛生費受託事業収入 節1 保健衛生総務費受託事業収入 説明の高齢者の保健事業受託収入は、実績により減額したものです。23ページをお願いいたします。歳出です。2枠目、目6 国民健康保険事務費 節27 繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出し金でございますが、その他一般会計繰入金と出産育児一時金等繰入金を減額したものです。25ページをお願いいたします。2枠目、目1 保健衛生総務費 節7 報償費 説明の口腔ケア等健康教育時謝金は、事業実績により減額したものです。節10 需用費の印刷製本費は、実績により減額したものです。節18 負担金補助及び交付金の医療

機関等物価高騰対策支援金は事業実績により減額したものです。目4健康増進事業費、次の目5母子保健事業費、次の目6予防接種事業費、次の目7健康づくり推進事業費につきましては、財源更正を行ったものでございます。以上で、健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗 君） それでは農林振興課所管分について説明申し上げます。16ページをお願いいたします。歳入になります。上段の枠目7災害復旧費補助金 節1農林水産施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は交付決定に基づき増額をするものです。次のページをお願いいたします。上段の枠目4農林水産事業費県補助金 節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金及び農業次世代人材投資事業補助金は、いずれも交付決定に基づき減額をするものです。次の節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金とそれから間伐等森林整備促進対策事業補助金につきましても交付決定に基づき、それぞれ減額及び増額をするものです。19ページをお願いいたします。下段の枠目8災害復旧事業債 節4農林水産施設災害復旧事業債は、先に説明いたしました国庫補助金の増額など事業の実績に応じて起債額を減額するものです。次に26ページをお願いいたします。歳出となります。上段の枠目4農業振興費、次の目6農業後継者育成指導費また目9農業施設管理費につきましては、それぞれ歳入における県補助金及び基金の充当減による財源更正ということになります。次の枠目3公有林整備事業費と次の目5鳥獣害被害防止対策につきましては、それぞれ歳入における県補助金の増額及び減額に伴う財源更正ということになります。29ページをお願いいたします。最下段の枠目2林業施設災害復旧費につきましても、歳入における国庫補助金の増額及び災害復旧事業債の減額に伴う財源更正ということになります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦 君） はい。はい26ページをお願いいたします。商工観光課所管について御説明申し上げます。歳出です。3枠目、目1商工総務費 節18負担金補助及び交付金の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。続きまして最下段4枠目の目1観光費は、財源更正によるものでございます。次のページをお願いします。1枠目、目1定住促進費 節18負担金補助及び交付金の減額につきましても事業確定に伴う減額でございます。商工観光課所管につきましては、以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい。それでは建設課所管分につきまして説明いたします。16ページをお願いします。歳入でございますが1枠目の目7災害復旧費補助金 節2公共土木施設災害復旧費補助金につきまして、事業完了分の実績、それから繰越事業の見込みによりまして増額としております。19ページをお願いします。2枠目で、目5土木債 節1道路橋梁債、次の節2河川債につきまして、事業完了分の実績によりまして減額としております。目の8災害復旧債 節1公共土木施設災害復旧事業債につきまして、補助金の増額と同様に事業完了分の実績それから繰越事業の見込みによりまして増額としております。27ページをお願いします。歳出でございますが、2枠目の目2道路維持費 節12委託料それから節14工事請負費につきまして、実績により不用額を減額としております。目3道路新設改良費につきましては、地方債の補正に伴っての

財源更正となります。目4 道路改良費 節1 2 委託料、次の節1 4 工事請負費につきまして実績により不用額を減額しております。次の枠の目2 河川改修費 節1 2 委託料、節1 4 工事請負費につきまして実績により不用額を減額しております。30ページをお願いします。1 枠目の目1 公共土木施設災害復旧費につきましては、補助金及び地方債の補正に伴って財源更正としております。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい、それでは教育課所管分について御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入でございます。1 枠目の最下段目7 教育費県補助金 節1 教育費補助金につきましては、説明欄の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、地域学校共同活動推進費補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金の補助金額の確定により減額したものでございます。18ページをお願いいたします。3 枠目の下段の目8 学校教育施設整備基金繰入金につきましては、あさぎり中学校長寿命化改修事業の事業費確定により減額したものでございます。19ページをお願いいたします。下の枠の目7 教育債 学校施設整備事業債につきましては、あさぎり中学校長寿命化改修事業及び須恵小学校食堂屋根改修の事業費確定により減額したものでございます。なお中学校長寿命化改修については、工期は令和6年2月末までで、年度途中で起債額の減額を行っていないため歳出で説明します工事請負費の減額との差額が生じております。次に28ページをお願いいたします。歳出でございます。2 枠目の目3 教育振興費 節1 8 負担金補助及び交付金 子ども育成奨励支援支援金につきましては、支援事業費の確定及びふるさと基金充当調整により減額及び財源更正をしたものでございます。3 枠目の目1 学校管理費 節1 4 工事請負費につきましては、須恵小学校食堂屋根改修工事の工事完了に伴い減額したものでございます。最下段の枠の目1 学校管理費 節1 2 委託料 設計委託料につきましては、あさぎり中学校長寿命化改修工事監理業務委託の事業完了により減額したものでございます。節1 3 使用料及び賃借料 仮設校舎賃借料につきましては、中学校長寿命化改修工事に伴う仮設校舎賃借料において事業完了に伴い減額したものでございます。節1 4 工事請負費は中学校長寿命化改修工事及び仮設校舎撤去工事の事業完了に伴い減額したものでございます。節1 7 備品購入費は、中学校長寿命化改修工事に伴う特別教室作業代や机、椅子などの備品購入の事業完了に伴い減額したものでございます。節1 8 負担金補助及び交付金 英語検定料補助金は、中学生受験者数151名の実績により減額したものでございます。29ページをお願いいたします。1 枠目の目1 生涯学習総務費 節1 8 負担金補助及び交付金 町婦人会補助金は、コロナウイルス感染症対策による一部事業の中止などにより不用額が生じたために補助金を返還したものでございます。目2 公民館費 節1 報酬 学校運営協議会委員報酬は、地域学校連携の講座研修会、町主催の運営委員会等の参加実績により減額したものでございます。その下の節7 報償費 講師謝金は、元教職員をはじめ地域の方々に地域未来塾学習支援員として中学校で指導頂いておまして、その実績による減額となります。その下の目4 文化ホール運営費については、まちづくり基金充当の増額により財源更正を行っております。2 枠目の目1 保健体育総務費 節1 8 負担金補助及び交付金 体育協会補助金は、補助金交付確定により減額したものでございます。3 枠目の目1 給食センター運営費は、物価高騰臨時交付金等の充当により財源更正を行っております。教育課所管分は以上でございます。

◎議長（小見田 和行君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。ないですか。

◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第16、報告第4号専決処分した令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第4号、専決処分した令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは説明いたします。4ページをお願いいたします。専決処分した令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明いたします。令和5年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（4号）は次に定めるところによる。歳入・歳出の歳入歳出予算の補正第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,871万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億435万7,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年3月29日専決です。今回の補正につきましては、保険給付費や高額療養費の減額補正が主なものです。

◎議長（小見田 和行君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは税務課所管分について御説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入になります。最上段の1枠目、目1一般被保険者国民健康保険税 節1医療費給付費分現年課税分、その下節2後期高齢者支援金分現年課税分は、当初予算編成時から3月末時点での被保険者数が269名減少。またその下節3介護給付金分現年課税分も同じく66名減少したため、均等割の減少により収入額が下がったことが主な原因となります。以上、節1から節3までの合計1,281万4,000円を減額するものです。税務課所管分について説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） 9ページをお願いいたします。それでは健康推進課所管分について説明いたします。歳入です。2枠目、目1保険給付費等交付金 節1保険給付費等交付金普通交付金は、実績により減額したものです。節2保険給付費等交付金特別交付金 説明の保険者努力支援分は実績により増額したものです。次の県繰入金、その下特定健診審査等負担金は、実績により減額したものです。3枠目、目1一般会計繰入金 節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金、その下節2保険者支援分保険基盤安定繰入金、その下節3出産育児一時金等繰入金、その下節6その他一般会計繰入金は、実績により減額したものです。10ページをお願いいたします。節7産前産後期間保険料繰入金は、実績により増額したものです。2枠目、目1財政調整基金繰入金は、財源調整として増額したものでございます。11ページをお願いいたします。歳出です。1枠目、目1一般管理費は財源更正を行っております。2枠目、目1一般被保険者療養給付費、その下目2一般被保険者療養給付費の節18負担金補助及び交付金は、いずれも実績により減額したものと

です。3 枠目、目 1 一般被保険者高額介護合算療養費、その下目 3 一般被保険者高額療養費の節 1 8 負担金補助及び交付金は、いずれも実績により減額したものです。4 枠目、目 1 一般被保険者移送料は、節 1 8 負担金補助及び交付金は、実績により減額したものです。1 2 ページをお願いいたします。1 枠目、目 1 出産育児一時金、次の枠目 1 一般被保険者医療給付費分、次の枠目 1 特定健康診査等事業費、次の枠目 1 一般会計繰出金、全て財源更正を行ったものでございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで報告第 4 号を終わります。

◎議長（小見田 和行君） 追加日程第 1 7、同意第 1 号あさぎり町監査委員の選任同意についてを議題とします。地方自治法第 1 1 7 条の規定によって難波文美議員の退場を求めます。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 同意第 1 号 あさぎり町監査委員の選任同意について、よろしく願いいたします。あさぎり町監査委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求める。住所 熊本県球磨郡あさぎり町上北 2 3 5 9 番地 2 8。氏名 難波文美。生年月日 昭和 4 1 年 1 0 月 2 9 日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町の監査委員を選任するため地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。以上、提案申し上げますので同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小見田 和行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第 1 号を採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（小見田 和行君） 難波文美議員の入場を許します。

◎議長（小見田 和行君） 日程第 1 8、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。本会議での議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（小見田 和行君） 異議なしと認めます。したがって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（小見田 和行君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年度
あさぎり町議会第1回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後2時56分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

議 長 森岡 勉

署名議員 小松 英一

署名議員 加藤 弘